

第102回 宇部市都市計画審議会議案

日 時 令和7年8月8日（金）午前10時
場 所 宇部市役所 3階 会議室（防災情報センター）

第102回 宇部市都市計画審議会審議事項

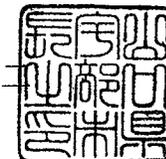
議案 番号	頁	地域地区、都市 施設等の種類	決定 権者	審 議 事 項	内 容
1	1	一般廃棄物処理施設	—	宇部都市計画区域内における特殊建築物の位置について (建築基準法第51条ただし書)	



宇 都 第 2 5 号
令和7年(2025年)8月8日

宇部市都市計画審議会
会 長 鳩 心 治 様

宇部市長 篠崎圭



宇部都市計画区域内における特殊建築物の位置について (付議)

宇部都市計画区域内における特殊建築物(一般廃棄物処理施設)の敷地の位置について、建築基準法(昭和25年法律第201号)第51条ただし書の規定により、貴会に付議します。

記

特殊建築物(一般廃棄物処理施設)の位置等の概要

1 敷地の位置

- | | |
|---------------|---|
| (1) 地名地番 | 宇部市大字小串字沖の山1978番19、1978番76、1978番77、1978番84、1978番98、1978番99、1978番95の一部 |
| (2) 用途地域 | 工業専用地域 |
| (3) 防火地域 | 指定なし |
| (4) その他の地域地区等 | 建築基準法第22条区域 |

2 設置者 宇部市大字小串字沖の山 1978 番地の 19 株式会社宇部スチール 代表取締役 山根 久雄

3 用途 工場（自動車修理工場を除く）、一般廃棄物処理施設及び産業廃棄物処理施設

4 敷地面積 100,076.09 m²

5 処理能力 ごみ処理施設（溶融・焼却施設） : 可燃ごみ、不燃ごみ、粗大ごみ 88.5t/日

6 周囲の状況

当該施設の敷地は、宇部市の沿岸部にあり、J R 宇部線の宇部新川駅から南西側に直線距離で約 700 メートルの距離に位置し、周囲は工場及び海に面した場所にあります。

7 付議の理由

当該施設は、既に溶融・焼却処理を行う産業廃棄物処理施設として運用していますが、新たに医療機関や老人保健施設等から排出される一般廃棄物の受け入れを追加することを計画しています。また、処理する廃棄物は路盤材や鉄鋼製品を製造する際の燃料の一部として有効活用するため、循環型社会の形成に資するものです。

この施設は、建築基準法第 51 条に規定する特殊建築物（一般廃棄物処理施設）に該当し、都市計画において、その敷地の位置が決定しているものでないことから、同条ただし書の規定を適用しようとするものです。

宇部都市計画区域内における特殊建築物（一般廃棄物処理施設）の位置について

